

京都大学立看板規程について（11）

【ご質問】（投稿日：2018年3月22日）

「11月祭、北部祭典及び教育学部祭期間中の京都大学立看板規程について」に対するご回答によりますと、当該期間中に設置される立看板については京都大学立看板規程第11条を利用すべし、とのことですが、当該規程第11条について、敷地を管理する部局の長による設置許可やそれを求める申請は、設置する構造物一つずつについてだけでなく、期間や領域、設置者等を定めて包括的に行うことが可能である、という認識でよろしいでしょうか。

【回答】（回答日：2018年4月19日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

いただいたご質問は「設置しようとする複数の立看板をまとめて申請してもよいか」という趣旨のご質問と解してお答えしますが、設置しようとする複数の立看板をまとめて申請することは、当該敷地を管理する部局がその申請方法を認めていれば可能となります。